

No.209

令和8年7月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行／北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会

目次

村民の声	2
第4回定例会	3～5
全員協議会、第5回臨時会	6～7
村政を質す(一般質問)	8～13
その他	14

議会だより

6月定例議会

いにしえの道・会津盆地と川前棚田・史跡巡り 会津米沢街道歴史ウォーク2026



北塩原村議会映像のインターネット配信開始
～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～



第22回

村民の声

このコーナーは村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「村民の声」募集要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

「何事も楽しむ！」
をモットーに

佐藤 路子（下川前）
さとう りう子

今年の2月に移住してきました、佐藤です。出身は郡山市で、進学と就職で長く東京暮らしをしていましたが、北塩原村の豊かな自然と美しい景色に惹かれ、移住を決めました。「新しい生活を全力で楽しみたい！」そんなわくわくした気持ちの一方で、高齢化や人口減少によって地域の運営を続けていくことが難しくなりつつある現状を知り、他人事ではないと感じるようになりました。

そんなとき出会ったのが「地域づくりコーディネーター」の募集です。前職では駅員として、毎日たくさんのお客様と接してきました。この経験が村のために役立てたいと思い、応募を決めました。地域の「やってみたい！」という想いを大切に、住民の皆さんの声を形にしていける伴走者として、寄り添いながら活動していきたいと思います。

村の暮らしにもだいぶ慣れ、近所の方々にもよくしていただき、楽しく過ごしています。また「大塩川前神楽保存会」に入会し、村の伝統を受け継いでいけるよう練習に励んでいます。

これからも様々なことにチャレンジ

ジしていきたいです。「何事も楽しむ！」をモットーに、村の皆さんと一緒に、笑顔あふれる地域づくりに取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いします。



▲村のために頑張ります！



▲川前棚田での田植え体験

詳しい活動は
こちらより！



(村HP)



(インスタグラム)



▲地域おこし協力隊紹介

北塩原村議会広報 議会だより 〈村民の声 応募要項〉

テーマ：自由（村への要望などは除きます。）

字数制限：500字程度

掲載：年4回発行議会だよりへ掲載します。

選考：議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。

応募方法：投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。

（写真の準備が出来ない場合は撮影に伺います。）

宛先：〒966-0485

北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局

E-mail：gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

（役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。）

第4回 定例会

あらまし

令和8年第4回定例会が6月5日から9日まで5日間の会期で行われました。
1日目は、村長から村政報告と議案の提案理由の説明、3件の行政報告を行い、専決処分の承認案件1件について、説明から採決までを行い、その後3件の議案についての説明がなされました。
4日目は、5名の議員の一般質問をし、5日目は各常任委員会が所管する議案についての審議が行なわれました。5日目の議案審議では提案された議案の質疑・討論・採決と追加議案として人事案件7件が上程され、質疑・採決が行われ、原案承認1件、原案可決3件、原案同意7件となりました。

映像で見る第4回定例会

第4回定例会は、以下のQRコードから、録画映像にてご覧いただけます。



◎議案第25号
専決処分の承認を求めることについて
(北塩原村税条例の一部を改正する条例)

◆概要

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、関係部分の北塩原村税条例を改正。

【一部改正の主な内容】

- ①軽自動車税
- ◎環境性能割の廃止
- ◎種別割の名称を軽自動車

種別割から軽自動車税に変更

②個人住民税

(令和8年4月1日施行)

- ◎住宅借入金等特別税額控除の延長。現行令和20年度を令和25年度まで5年間の延長。

③個人住民税

(令和9年1月1日施行)

- ◎給与所得控除額の引上げ。最低保障額を、現行65万円から74万円に引き上げ。令和9年度分の個人住民税から適用。引上げ額9万円のうち5万円については2年間の時限措置。2年間の過ぎると4万円の引上げ。課税ライン(単身者の場合)、111万円から119万円に変更。

◎扶養親族等に係る所得要件の引上げ

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を現行58万円から

62万円に4万円引き上げる。

- ・独り親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を現行58万円から62万円に4万円引き上げる。

- ・勤労学生の前年の合計所得金額要件を現行85万円から89万円に4万円引き上げる。

④個人住民税

(令和10年1月1日施行)

- ◎ひとり親控除額の引上げ。ひとり親の控除の控除額を現行30万円から33万円に3万円引き上げる。

⑤固定資産税

(令和8年4月1日施行)

- ◎新築住宅に係る特例措置の拡充、延長

- ・床面積要件の下限を現行50平方メートル以上から40平方メートル以上に面積要件を引き下げる。

- ・一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする適

用期限を現行令和8年3月31日までを5年間延長。

- ◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充、延長

- 対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率、現行3分の1を市町村の判断により2分の1まで拡充

- できることとした上、適用期限を現行令和8年3月31日までを3年間延長。

- ◎再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充、延長

- ・ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例措置を拡充し、適用期限現行令和8年3月31日までを3年間延長。

⑥固定資産税

(令和9年4月1日施行)

- ◎固定資産税の免税点の見直し

- ・物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税等が課税されない課税標準額の見

直し。

土地30万円変更なし、家屋20万円から30万円に変更、償却資産150万円から180万円に変更。

質疑内容

【問】遠藤 祐一 議員

令和8年度の4月1日からというところで専決処分というのは分かるが、個人住民税、令和10年、固定資産税、令和9年4月1日と1年以上あるわけだが専決処分する理由は。

【答】住民税務課長

今回の改正につきましては、国のほうの地方税法等の一部改正というものが先のものですと令和10年1月1日までのものを含めて地方税法が全て改正されていますので、そちらに合わせ村の条例のほうも改正するような形を取っております。

【問】 遠藤 祐一 議員

住民に対しての周知はやらなくてはいけない部分とやらなくてもいい部分が出てくるかと思うが、どのように進めていくのか伺う。

【答】 住民税務課長

4月1日改正で直接関係あるものについてはホームページ、または広報などで周知したり、それ以降の改正につきましても適宜、その時期に合わせて改正の内容について周知ということ、物によっては納付書、納税通知書のほうに改正の内容を入れたチラシを同封して周知するような形を取っております。

【問】 小椋 眞 議員

固定資産税の、40平米から50平米以上に引き上げることについて、40平米だから12坪まではそのままというところで、それ以上は上げるという意味なのか、この意味が定かでないから、その内容の説明を求める。

【答】 住民税務課長

床面積の要件ですが、これまで50平米以上を超えないと特例措置の対象とならなかったものが改正後は40平米を超えれば対象にな

るということで、これまで50平米以上の面積がなければ駄目だったものが、今度は40平米以上の面積があれば該当になるというような改正でございます。

【問】 小椋 眞 議員

専決処分というのが、3月31日に専決処分をしたということ、本来であれば、3月31日でも議会にかけられない時期ではない。今回の専決処分は国の決定が定かじゃなかったということだろうと推測しているから仕方がないと思うが、こういう小さな問題でなく、例えば災害が起きたとか伝染病が出たとか何かがあったときに、村長の権限で専決処分はできる権利は持っている。

しかし、北塩原村は専決処分の金額の高さというのは、定かにしてないと思う。村長が決定してしまえば、議会がどうのこうの言ってもしようがないわけで、専決処分という権利を持っている。

そこで、我が村でも上限というものは条例で定めなければならぬのではないかと思います。猪苗代町、磐梯町、西会津町、喜多方市辺りの例もあると思う。その各市町村の高さがどのくらいか、まず説明を求める。

【答】 総務企画課長

専決処分に係る金額の設定についてということですが、今のところ分かりません。

【問】 小椋 眞 議員

各市町村の分かれるところだけ言うと喜多方市は50万円以下。西会津町は300万円以下。会津坂下町は100万円以下の条例が制定されている。北塩原村も幾らかは、100万円でも200万円でも専決処分できる範囲内というのはこれから条例で定める必要があると私は思う。これがなければ1億が村長専決処分しても我々、上限がないから、駄目だと言っても通ってしまふ。それでは運営上、対外的にも望ましくないことから、今後、条例を定めるべきではないかと、行政のほうに要望をしておきたいと思うがいかがか。

【答】 村 長

大変貴重なご要望いただきました。鋭意検討させていただきます。ありがとうございます。

ございました。

◎議案第26号

北塩原村行政手続条例の一部を改正する条例

◆概要

改正の趣旨は令和5年6月に国においてデジタル社会の形成を図るための規制改革で、デジタル社会形成基本法の一部を改正する法律により行政手続法が改正され、今年度5月1日に施行されたことから、公示送達の方法を変更するための所要の改正を行うもの。

①行政手続法の改正内容に合わせた表記の統一
「名あて人」という部分を「名宛人」と漢字に改める。

②公示伝達方法の変更
村の掲示板で掲示していた方法を村のホームページ等にも掲示できるように改める。

③引用条項の整理
改正に伴う条項ずれの整理（第16条、第22条、第29条）

◎議案第27号

令和8年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）

◆補正額774万7千円

今回の補正予算は、コミュニケーション助成事業助成金や、地域計画担い手確保支援事業補助金などの経費が計上された。

◆主な補正内容

○コミュニケーション助成補助金 100万円
○デイサービスセンター浄化槽等更新 28万1,000円
○地域生活活動支援センター委託料 60万円
○保健センター誘導灯の交換等 16万8,000円
○地域計画担い手確保支援事業補助金 180万円

○観光施設管理業務委託料 180万円
○喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 150万4,000円

質疑内容

【問】 柏谷 孝雄 議員

観光施設管理業務委託料180万円について小野川の不動滝という説明を受けたが、この内容を伺う。

【答】観光課長

小野川不動滝探勝路内に工作物がございます。そちらが昨年、一昨年の豪雪によって倒壊のおそれがあるため、探勝路内に倒壊する危険性があるので、この建物を建て替える予算でございます。

【問】柏谷 孝雄 議員

建物は祠だと思いが一般的に祠と聞くと、神社仏閣いわゆる宗教関係をイメージするが、全くそういったものにはもちろん該当しないということか伺う。

【答】観光課長

祠でございますが、こちらは通常、地元のお祭りなどで参拝としまして、通常的に行われているものではありませので、基本的に宗教的な意味合いは薄いものと考えております。村が直接するのではなくて、観光協会が探勝路管理の一部として実施することで、そういった疑問についてもクリアできると考えております。

◎議案第28号

令和8年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◆補正額2万5千円

◆主な補正内容

今回の補正予算は喜多方地方広域市町村圏組合介護認定事務費負担金の経費が計上された。

◎議案第29号～35号

北塩原村農業委員会委員の任命について

◆内容

農業委員会委員の任期満了に伴い、新たな農業委員の任命について村長より議会の同意を得る追加議案が提出され、全追加議案が全会一致で同意されました。

新たな農業委員会委員は、次のとおりです。

任期は、令和8年7月20日から3年間です。

■農業委員会委員

中川 博之（下吉）
星 源嗣（谷地）
武藤 雄治（北山）
岩田 多吉（樟）
五十嵐 大（塩）
遠藤 栄一（早稲沢）
二瓶 睦夫（狐鷹森）

請願・陳情

◆陳情第1号

国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○概要

「被災児童生徒就学支援等事業」を令和8年度以降も継続し、十分な就学支援が必要と思われるので、国に対して予算確保を要望するもの。

○付託先

総務文教常任委員会

○議決結果

趣旨採択

（全会一致で可決）



伊藤 敏英 委員長

令和8年第4回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税条例の一部を改正する条例）	9	0
議案第26号	北塩原村行政手続条例の一部を改正する条例	9	0
議案第27号	令和8年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）	9	0
議案第28号	令和8年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	9	0
議案第29号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第30号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第31号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第32号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第33号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第34号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0
議案第35号	北塩原村農業委員会委員の任命について	9	0

※議長は採決には加わりません。

全員協議会

令和8年6月25日

村全員協議会が開催され、新型コロナウイルス等対策行動計画について政府・県から新たな対応案が示されたため、それらの説明と協議がなされました。
全員協議会での主な説明と質疑についてまとめてお知らせします。

協議事項：新型インフルエンザ等対策行動計画について

■ 計画の目的

新型インフルエンザ等の感染症は、いつ発生するか予測できない。村では平時からの備えを万全に整え、次の2つを目的に対策を進める。

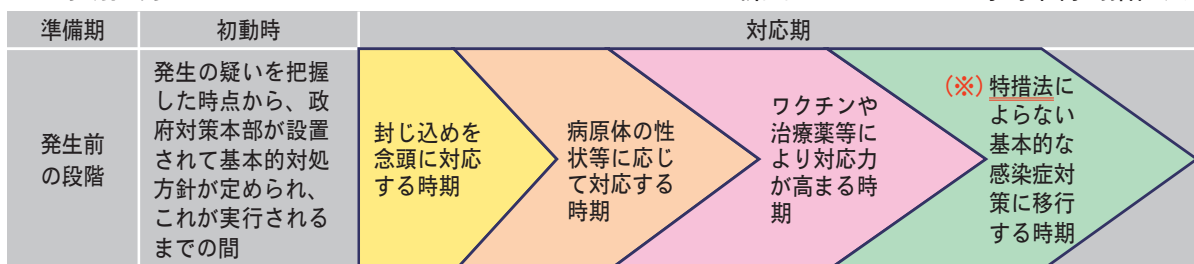
- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- 2 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

■ 改定のポイント

ポイント	内 容
幅広い感染症に対応	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に中長期的に複数の波が来ることも想定
柔軟かつ機動的な対策の切り替え	状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え
時期に応じた戦略	対策ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に再設定のうえ、準備期の取組みを充実有事のシナリオを整理（対応期は4時期に区分）
項目の拡充	対応項目を7項目に拡充し、対応を強化 ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

■ 時期区分

※新型インフルエンザ等対策特別措置法



「何をするのか」具体例を挙げて説明を求める。

【答】保健福祉課長

【問】小 椋 眞 議員

保健福祉課は対策本部事務局となるほか保育施設や高齢者施設等の感染対策、ワクチン接種体制の準備、住民への情報提供等を行なっています。
総務企画課は業務が滞らないよう業務継続計画の見直しや物資の備え、公共施設の利用制限の検討等を行います。
住民税務課は火葬体制、廃棄物処理の維持等を行います。
観光課と産業課は、所管する事業者における感染防止対策や地域経済対策等を行います。
建設課は、上下水道の安定供給・運営継続や救急車両等の路線確保等を行います。
教育委員会は、感染状況により学校閉鎖の検討、保護者児童生徒へワクチンの周知等を行います。
議会事務局は、村と議会との情報共有を図り、必要な対策を速やかに展開できる体制を整えます。
出納室は、予算執行が滞りなく実行できるように対応します。

【問】小 椋 眞 議員

今回の計画は、これまでのコロナ対応よりかなり強烈なものという理解でよいのか。

【答】保健福祉課長

今回は新型コロナウイルスの経験を踏まえ、想定外のことが起こり得ることも想定した対応案が政府・県から示され、これに基づき、村計画案をまとめました。議員ご指摘の状況にも対応できるようにするものです。

【問】小 椋 眞 議員

計画において会議開催時等のマスク着用など、事前の予防徹底や具体的な対策が大切ではないか。

【答】保健福祉課長

今回は大枠の計画のため、実行の段階はより具体的な対応方針を定めるなど、状況に応じ対応できるようにしたいと思います。

【問】鈴木 安奈 議員

公民館でも大人向けの人権教育を行動計画に盛り込むべきでは。

【答】保健福祉課長

生涯学習という観点ではなく、日常の生活の中で啓発するなど、保健福祉課においてしっかり対応したいと思っています。

第5回臨時会

令和8年6月25日、全
員協議会終了後に第5回
臨時会が開催されました。

この臨時会では、国民
健康保険条例の一部を
改正する条例や、条例改
正に伴う北塩原村一般会
計及び国民健康保険事業
費特別会計補正予算等、
3件の議案について審議
され、全3件が全会一致
で可決されました。

◎議案第36号

北塩原村国民健康保険税
条例の一部を改正する条例

◆概要

国民健康保険は、持続可
能な医療保険制度を構築す
るため、県と村が共同して
運営している。

県が財政運営の主体とな
り、村は県が算定した標準
保険税率を基に、国保事業
納付金を納めるために必要
となる村の国保税の税率を
改正するもの。

なお、令和8年度から新
たに「子ども・子育て支援
納付金」分が課税される。

令和8年度国民健康保険税率改正内容

項 目	算定区分	令和7年度	令和8年度	比 較
医療給付分	所 得 割	6.51%	6.43%	▲0.08%
	均 等 割	28,300円	28,500円	+200円
	平 等 割	18,800円	18,600円	▲200円
後期高齢者 支援金分	所 得 割	2.68%	2.80%	+0.12%
	均 等 割	11,500円	12,400円	+900円
	平 等 割	7,700円	8,100円	+400円
介護納付金分 (40歳～64歳の方)	所 得 割	2.24%	2.24%	±0%
	均 等 割	11,300円	11,700円	+400円
	平 等 割	5,700円	5,800円	+100円
子ども・ 子育て支援分 (※)	所 得 割	—	0.29%	+0.29%
	均 等 割	—	1,300円	+1,300円
	18歳以上 均等割 (上乘せ分)	—	100円	+100円
	平 等 割	—	900円	+900円

※令和8年度から始まっ
た「子ども・子育て支
援金制度」とは？

少子化対策の一環とし
て、児童手当の拡充など
社会全体で子育て世帯を
支えるために公的医療保
険の保険料に上乘せして
徴収される新しい制度で
す。

質疑

【問】遠藤 祐一 議員

今の国保税率は県平均と
比べてどうなのか。

【答】保健福祉課長

以前は標準税率と大きな

によるもので、従来の3区
分だけでみると増加は約1、
100円になります。

◎議案第37号

令和8年度北塩原村一般
会計補正予算(第2号)

◆補正額

89万6,000円の減額

◆主な補正内容

○国民健康保険事業費特別
会計への繰出金(出産育児
一時金分)

○システム設定業務委託料
9万9,000円の減額

◎議案第38号

令和8年度北塩原村国民
健康保険事業費特別会計
補正予算(第1号)

◆補正額

4,031万1,000円

今回の補正予算は、議案
第36号の国民健康保険税条
例の一部を改正する条例の

税率改正及び事業費納付額
の確定、基金積立に伴う経
費が計上され、審議の結果
可決された。

◆主な補正内容

○保険給付費

2,500万円
○国民健康保険事業費納付

金 23万6,000円
○国保運営基金への積立金
1,100万円

質疑

【問】小 小 議員

子ども・子育て支援金の
1人当たりの金額はいくら
か。また、『子ども・子育
て支援金分』と『子ども・
子育て支援事業補助金』の
違いは何か。

【答】保健福祉課長

子ども・子育て支援金は
被保険者1人当たり年間約
2,800円です。また

『子ども・子育て支援金分』
は保険税として徴収し、村
から県へ納付するもので、
『子ども・子育て支援事業
補助金』は今回、課税区分
が増えることにより、シス
テム改修をする経費に対し
県から交付される補助金で
す。

【問】小 小 議員

支援金の仕組みの説明を
改めて求める。

【答】保健福祉課長

被保険者から集めたお金
を県・国に納め、児童手当
の拡充・出産給付など、子
育て政策の財源として還元
されるものです。



1 柏谷孝雄 議員 9

○観光客誘致の戦略と受け皿整備について

2 伊藤敏英 議員 10

○職場環境の整備と待遇改善について

3 鈴木安奈 議員 11

○村所有のボンネットバス2台の利活用について

4 遠藤春雄 議員 12

○人口減少の課題に関する村の取組について

○空き家の再生と分散型観光との連携による取組について

5 渡部哲夫 議員 13

○学校植林の木材売却経過について

お気軽に議会映像をご視聴いただけます

北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信も開始しました。

本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：（23）3263 FAX：（25）7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すこと、報告や説明を求めることをいいます。

観光客誘致の戦略と受け皿整備について

問 本村は、磐梯山北側に広がり、年間を通じて多様なアウトドアスポーツや自然観察、写真、釣りなどを楽しめる、県を代表する観光地である。2011年の東日本大震災及び東京電力原子力発電所の事故により観光産業に暗い影を落とす中、様々な対策を講じ、2015年には入込数270万人に達しましたが、その後、コロナ感染症の影響もあり、減少が続き、昨年は206万人ほどの入り込みとなっている。観光客のニーズの多様化する中、本村観光産業の持続化に向けた戦略と安定した観光入り込みを図るための受け皿整備について伺う。

答（村 長）

観光入込250万人を目指し、観光産業が農業や工業などと連携



かしわ
谷 孝雄
議員

し村内経済が活性化していくものと考えております。

また、観光人口や交流人口を増やす取組から、関係人口の増加を図り、定住人口の拡大につなげることで人口減少を緩やかにしていきたいと考えております。このビジョンを達成するため、日本の湖水地方・裏磐梯としてのブランディング強化を図り、本村の自然景観の美しさを広くPRしてまいります。教育旅行や合宿などの受入れについても、昨年度から一層強化しており、思い出の裏磐梯、北塩原村へ再訪してもらえよう実施しております。

問 桧原湖ファミリースイクリング大会での宿泊割引利用者は何名か伺う。

答（観光課長）

観光協会に確認しましたところ、151名の参加があり、1割程度の宿泊があったということです。

問 熊の出没情報が教育旅行のクレーンにつながっている。安全対策について伺う。

答（村 長）

過日のキャンプ場組合の中でも事業所の熊対策として電柵が必要であろうという要望等いただいています。そういった安全対策を今後、しっかりとしていかなければいけないと考えております。

問 五色沼東エリア以外で新たに

何か整備する考えはあるか。

答（村 長）

19コース、82キロにわたるトレッキングコースの環境整備が必要であるということを進めているところであります。

問 休暇村跡地を活用する考えはあるか伺う。

答（村 長）

環境がいいですから、何かをという思いはありますけども、具体化した計画等はございません。

問 駐車場の有料化を検討していくべき。財源の一つとして宿泊税も含めてどう考えているか伺う。

答（村 長）

宿泊税は目的税でありますから、宿泊税、入湯税の目的を考えていきたいということで、担当部署にはその協議をするようにというところで話をしております。

答（観光課長）

桧原湖第一駐車場において、この5月から入場台数の調査を進めております。また、桧原湖第二駐車場前を走る国道についても台数調査を今行っておりますので、それを基に今後検討してまいります。

問 桧原歴史館について観光客のみならず、本村の子供たちが郷土の歴史を知る学習の場としても利用したいと以前伺ったが、改めて教育長の見解を伺う。

答（教育長）

桧原歴史館は江戸時代に建てられた検断屋敷を復元したもので、江戸時代の検断の役割、会津米沢街道の役割、桧原の方々の当時の生活、穴沢氏などの歴史的な事象をたくさん学べます。地元の子供たちが郷土を知り、郷土を愛する心を育むための大切な施設であると思います。所管する観光課と共に知恵を出しながら、郷土理解学習が展開できるように進めてまいりたいと考えております。

問 早稲沢浜、旧明大セミナーハウス等の既存施設を今後どのように活用しようとしているのか伺う。

答（村 長）

活用したいというような事業者があるとすれば、お気軽にお話をいただいて内覧等いただいて、利活用につなげることも可能であります。

問 柏木城を含めてインバウンドが非常に関心が高い体験プログラムや旅行会社のツアー造成を行い、地域の活性化を図っていくべきと考えているが村長の考えを伺う。

答（村 長）

常時案内する体制とかいうようなことが図れるのか、調査をしなければいけないと思いますので調査をしてまいりたいと考えております。

伊藤 藤敏 英議員



職場環境の整備と待遇改善について

問 昨年9月の定例会で、職員の人事や待遇、食堂や休憩室の設置など職場環境の整備と待遇改善についての質問に対し、改善したいとかは正したいとかの答弁があった。あれから間もなく1年になる。職員は皆、大切な人材。働きやすい職場環境づくりにもつながら庁舎内の物理的障壁の除去や待遇改善の取組はされたのか伺う。

答（総務企画課長）

庁舎内の物理的障壁の状況につきましては、昨年、庁舎内のLED化を進め、視覚的に明るくなる整備を実施しています。また、待遇改善については、外で作業が多い建設課で実証済みですが、動きやすい、体調管理にも適した作業着を支給している状況です。また、職員の健康管理等について

では、職員安全衛生委員会を開催して、現在調整をしています。併せまして、今後の改善に向けては、こども家庭センターの設置と連動し、庁内全体で調整を図っていきたいと考えております。

問 障害者雇用促進法の義務を果たしているか。国の機関から勧告を受けたのでは。

答（副村長）

勧告ではなくて、公表を受けたということでありました。4月1日から雇用できましたので、その割合はクリアしたということでございます。

問 身体に障害のある方や杖をつかれた高齢者、車椅子で来庁された方が窓口や2階に行きたい場合、エレベーターも、スロープもないのにとやうて行けばいいのか。多目的トイレや段差の解消も、今の時代、当たり前のこと。今の役場は誰もが利用しやすい庁舎だと思ふか伺う。

答（総務企画課長）

現状では職員が車椅子の方を補助する対応となります。

問 昨年度で4名の方が退職した。そのうち3名は中途退職。遠藤村長になってから中途退職者が多いような気がする。遠藤村長になって退職された方は何名か。定年、中途、それぞれの人数を伺う。

答（総務企画課長）

令和2年からの6年間の人数ですが、定年が7名、いわゆる中途の依願退職が15名、ほかの事由が1名で、合計23名です。

問 2025年の県内市町村職員の平均年収が公表された。北塩原村職員の平均年収は59市町村の第58位で、もうここが定位置になっている。格差も中途退職の一つの要因になっているとは思わないか。職員はみんな頑張っている。差を少しずつでも埋める努力をしないのか伺う。

答（副村長）

初任給、入庁しまして大体1年から5年程度は他の自治体と比較しまして差があるとは思っておりません。毎年の定期昇給、人事院勧告も実施するというところで、ここは差がないと思います。

また、人事評価に基づきまして特別昇給も実施しており、例えば30代の半ばで役場に入る方も多い状況でありますので、その方については定期昇給、特別昇給の中で調整しながら少しずつ改善している努力は行っております。

問 今までのような職場で働いてきたが、更衣室があり、自分用のロッカーがあり、着替えをするのが当然だった。法的な義務はないが、これだけの人数のいる職場でプライバシーや安全確保のために更衣室を設けるべきと思うがなぜ

役場には更衣室がないのか伺う。

答（村長）

外で着替えざるを得ないということがあれば、是正していききたいと考えます。

問 新聞報道によると、磐梯町は町長室を廃止し自席を設けず、職員と隣り合って仕事をしています。町長は、職員との意思疎通が円滑になったと言い、職員は、町長の意見をすぐ聞け仕事しやすいと言っている。広く見晴らしのいい村長室を独占しないで、職員のために、食堂兼休憩室などとして開放し、心と体を休める部屋にする気持ちはないのか伺う。

答（村長）

お昼休みの時間であれば、あそこを使うということも、検討の材料だと思います。

問 今、多くの自治体で人手不足が深刻化している。これが続けば、行政サービスの質や自治体の持続的な運営などに影響を与えることは確実。職員がやりがいを持って仕事ができる環境と待遇の改善、役場庁舎や他の公共施設のバリアフリー化の推進を強く求めるがいかがか。

答（村長）

十分参考にさせていただきながら、職場改善等も図れるところは図ってまいりたいと考えております。

村所有のボンネットバス2台の 利活用について

問 村が所有するボンネットバス2台は大きな観光資源となり得るが、現在は活用できていない状況である。

村への来訪者受入れに向けた活用、主に繁忙期における周遊促進を民間事業者と連携して行うなど、具体的な施策を検討しているか伺う。

また、現在走行ができない状態であるならば、修理費用の見積りを取得しているのか。高額な場合は、展示活用するなど、別の手段での利活用の可能性について検討しているのか、村の考えを伺う。

答（総務企画課長）

くまさん2号につきましては、今年度7、8月の観光の繁忙期の一定期間に、松原、裏磐梯地区のコミュニティバスとして、土日、



鈴木 木 安 奈 議員

祝日の運行を検討しているという状況です。くまさん1号につきましては、整備会社以前見積りを徴取したところ、原因は不明で、

多分ミッション関係の破損が原因と思われるが、エンジン周りの分解、点検をやって破損箇所が判明するということでした。

修理経費につきましては、破損部において大きく変動し、施工期間につきましても部品調達の難度によって、大きく変動するというところで回答いただいている状況です。

展示活用につきましては、現状においては屋根等の設備も必要になるということから、検討はしていないという状況になります。

問 故障している状態の1号について、修理費用を調べたのはいくらか。

答（総務企画課長）

直近のところだと、令和4年に確認をしているという状況になります。

問 令和4年に見積りを取ってから、現時点まで保管しているだけの状態なのか。

答（総務企画課長）

令和元年に走れなくなり、それ以降は屋根のついたところに保管しているという状況になります。

問 現状確認、見積りの取り直しを早急にすべきでは。

答（村 長）

就任後から活用を検討していたところ。旧車ブームもあり、昭和42年製の貴重なバスとして何とか活用したいと考えております。

庁舎脇への展示やクラウドファンディングも一案として考えております。

問 ふるさと納税の使い道にボンネットバス利活用の項目を追加することは可能か。

答（住民税務課長）

ふるさと納税制度ですと、全国を見ましても使い道ということである程度特定のものをお示しして、当村でも十分可能かと考えております。

問 1号について、走行可能か、展示かなど複数の選択肢を整理し、方向性を早急に決めるべきだが考えを伺う。

答（村 長）

現時点で判断は難しいですけれどボンネットバスの利活用は担当課も含めて協議をしてみたいです。

問 2号の松原湖周遊運行についてバス会社と話し合いはしているのか伺う。

答（副村長）

以前から東都バス、そして、替わりました会津バスにも運行はできないかという話はさせていたいただいておりますが、バス事業者のほうで、やはり運転手の確保が困難

であるというのが主な理由でなかなか前に進まない状況にございます。

問 令和4年に公正取引委員会から無料運行は不可と指摘された経緯も承知しているが、知恵を絞って周遊実現を目指してほしい。また紅葉シーズンなど繁忙期の活用も検討すべきではないか伺う。

答（村 長）

事業者等との関係性もありますけれども、そういった点、改めて協議をさせていただいて、議員のお考えに沿うことができればというふうに思いますので、改めて協議をさせていただきます。



▲ボンネットバスと磐梯山

遠藤 藤春雄 議員



人口減少の課題に関する村の取り組みについて

問 人口減少が深刻な課題になっている中、住民と協働による維持可能な村づくりに向けて政策を講じているものはあるか。ある場合、それはどのような政策か伺う。

あわせて、地域おこし協力隊が村の政策に深く参画し、地域への定着と主体的な活動を展開していくべきと考えるが、村の考えを伺う。

答（村 長）

一行政区や複数の行政区を単位として、自ら地域を考え、地域性や独自性を重要視した活動を展開する地域づくり協議会が必要と認識しており、今年度より、地域づくりを目的とした地域おこし協力隊を配属し、積極的に支援しております。また、今年度改定する第6次総合振興計画策定が重要事業

と認識しております。

施策の一つの例として、本村では、日本型直接支払制度を村一本の広域連携で活用し、圃場の担い手だけではなく、地域住民、さらには関係人口等による共同作業により水路等を維持し地域を守っております。

問 一番は若者や住民との意見交換を密に図り、人口減少を緩やかにすべきではないか。

答（村 長）

地域おこし協力隊が中心となつて若者との意見交換を実施しているところであります。第6次総合振興計画策定においては地域活性化起業人を活用しながら若者とのディスカッションも行っています。

問 地域おこし協力隊をもっと増やすべきではないか。

答（総務企画課長）

住むところなど調整しながら増やしていきたいと考えております。

空き家の再生と分散型観光との連携について

問 村内には、空き家や維持管理が困難な古民家が増え続けている。しかし、これらは地域の守るべき大切な財産であるため、今後新たな経済循環を生み出すため、空き家等の有効活用を図り、宿泊施設などに再生し、分散型観光と連携して地域活性化を図るべきだと

考えるが、村の考えを伺う。

答（村 長）

分散型観光については日本の湖水地方・裏磐梯を契機として、村内の観光資源への分散を図ってきたいと考えています。

問 村営住宅の空き状況について伺う。

答（建設課長）

松陽台につきましては1戸、スカイヒルで2戸、裏磐梯の3階建てのRCが1戸、裏磐梯の消防署の裏が1戸、合計5戸でございます。

問 若者定住のため住宅をもっと増やすべきでは。

答（建設課長）

一昨年、裏磐梯に一戸建て4戸の若者定住住宅を整備したところでございます。また集合住宅整備に向けて準備をしているところでございます。

問 令和6年の調査で空き家の件数は157件とのことだが、空き家バンクの登録件数は何件か。

答（総務企画課長）
物件登録数は令和7年で11件、利用されてる方が26件という状況です。

問 空き家解体補助金の実績と空き家バンク未登録でも補助金が見えるのか伺う。

答（建設課長）
空き家改修補助金につきましては

は登録してある物件となっております。空き家の解体であれば、村内にある住宅であれば該当になります。直近の令和7年度は5件でございます。

問 危険な空き家への指導は行っているか伺う。

答（建設課長）

村内パトロールを実施し、問題のある空き家には所有者に助言をしているところでございます。

問 空き家を飲食店や宿泊施設に活用した分散型観光を推進すべきでは。

答（村 長）

空き家を活用し、起業したいというところがあれば、そういった情報の発信に努めてまいります。

問 大塩地区のグリーンセンターは崩れかかっており早急な解体が必要ではないか。

答（村 長）

公共施設の解体補助制度が乏しく一般財源投入が課題となります。過日の自民党の移動政調会や知事との意見交換の際にも話をしましたが、今後は国への財源確保要望をしてまいりたいと考えております。

基金の取崩しになりますと、将来的な財政不安になりますので、ぜひとも皆さんと共に財源を確保するため、要望等を考えていきたいと思っております。

学校植林の木材売却経過について

問 学校植林は、苗木の植付けから雑草の下刈りなど、成長過程まで地域住民や卒業生など、多くの関係者の思いが込められた財産であると認識している。

そこで、地域を代表する区長会やPTA、学校関係者等に対し、木材売却に係る事前説明会や関係者への意見聴取は行われたのか、一連の経過を伺う。

答（教育課長）

学校林制度は、学校の基本財産形成や児童生徒への環境に関する教育、体験活動を目的に実施されました。本村には10か所の学校林があり、現在8か所において会津森林管理署による公売を実施いたしました。残りの2か所は、今年度公売を実施する予定です。

学校林の植林や下草刈り、枝打



わたなべ 哲夫 議員

ちなどの維持管理に際し、その当時この事業に関わった児童生徒、先生方、保護者、地域の皆様方のご苦勞は十分に理解しておるところです。

学校林は、会津森林管理署経由で関東森林管理局と部分林契約を結んでおりますので、全林伐採の時期に達したことから、会津森林管理署による森林伐採計画に基づき実施いたしました。

また、契約期間満了に伴う伐採であり、関係者への事前説明や意見聴取は必要としないことから、実施しておりません。ただし、各小・中学校には、契約期間満了による伐採について説明をいたしました。

伐採後は、校長会において、各小・中学校の校長に販売金額とその保管先、さらに、今後の伐採計画について説明しております。

なお、令和5年度から令和7年度までに村が受け取った金額は742万2,800円です。

問 裏磐梯中学校の伐採から売却まで至った経緯と学校関係者、PTA、区長会などに協議はあったのか伺う。

答（教育課長）

経緯につきましては、契約期間が満了になることから伐採ということを選択しました。部分林につきましては、切ることを目的とし

たものであるため、契約期間満了になったの伐採ということでしたので、説明会、意見聴取は実施しませんでした。

問 学校植林の伐採は全て終わったのか伺う。

答（教育課長）

10か所あるうち8か所が公売が終わっており、残り2か所は大塩地区となります。

問 売却した収入金額の利活用は例えば学校のために不足備品の購入とか子供たちに目に見える形で利用されるのか伺う。

答（教育課長）

小・中学校の教育の充実を図ることを目的に活用していこうと、使い道につきましては検討しております。議員おっしゃるとおり、子供たちの目に見えるような、分かるような形にしたいと思っております。

問 学校植林の歴史を子供たちに伝え、先輩たちの思いが込められたお金として活用の経緯を知らせてほしいがいかがか。

答（教育課長）

学校林で収益を上げたこの金額につきましましては、先輩方の思い、地域の方々の思い、それから、当時関わった多くの方々の思いが込められている大切なお金であります。それを使う場合には、子供たちには、先輩たちがどういう思い

で学校林を植えたのか、どのような思いで整備をしてきたのかというこもしっかりと伝えながら、有効に活用してまいりたいと考えます。



▲画像はイメージです



▲自治功労者を表彰

福島県町村議会議長会 より自治功労者表彰

福島県町村議会議長会の自治功労表彰において、遠藤祐一副議長、五十嵐正典議員、遠藤春雄議員が表彰されました。

これは、町村議会議員として20年以上又は11年以上在職し、功労のあった方に贈られるもので、6月5日から始まった第4回北塩原村定例会開会前に、五十嵐善清議長より伝達されました。

表彰されました皆様の今後なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。

○在職20年以上

・遠藤 祐一副議長
・五十嵐 正典議員
・在職11年以上
・遠藤 春雄議員

議会傍聴に関するお知らせ

本会議の傍聴を希望される方は、本庁舎2階の傍聴席入口前で受付簿に氏名・住所等の必要事項をご記入のうえ、ご入場ください。

詳しくは、議会ホームページの「議会傍聴の案内」よりご確認ください。



○議会傍聴の際のお願い

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
9. 会議中の入退場はお静かに願います
10. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください



▲左より遠藤和夫議長、遠藤祐一副議長、五十嵐正典議員、遠藤春雄議員、五十嵐善清議長

今月の表紙

村の魅力を満喫

会津米沢街道

歴史ウォーク

会津米沢街道歴史ウォーク2026は、6月20日に生涯学習センターを会場に開催され、過ごしやすい気候のもと、321名もの参加者が国史跡柏木城跡などを巡りました。約10キロの「いにしへの道体感コース」、約8キロの「会津盆地・川前棚田眺望コース」、約5キロの「地元ガイドと史跡巡りコース」の3コースを、参加者は思い思いのペースで巡り、地元有志による甘酒などもふるまわれました。



▲やまびこ会の皆様

編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長 遠藤 康幸

副委員長 伊藤 敏英

委員 柏谷 孝雄

委員 鈴木 安奈

編集後記

連日、暑い日が続くなか村民のみなさまも体調管理には、十分に留意して頂きたいと思っています。令和6年から開始された議会映像のインターネット配信は、多くの方々にご利用いただいておりますが、議場での傍聴にもぜひ足をお運びいただき、議会の様子を直接ご覧いただければと思います。議会広報誌でも、より一層皆さまに親しまれ、ご愛読頂けますよう精進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。 委員一同